

森林環境譲与税 県の使途事業（令和3年度）

森林経営管理制度に係る市町村の役割

①全体計画の作成

- ・優先順位の検討
- ・対象森林の特定

②意向調査の実施

- ・森林所有者の特定
- ・意向調査の実施

③経営管理権集積計画策定

- ・計画案の作成
- ・森林所有者等の同意確認
- ・公告
- ・経営管理権の取得

④森林整備の実施

- ・林業経営の適否の判断
- ・林業事業者とのマッチング
- ・市町村森林経営管理事業の実施

①～④に対する支援

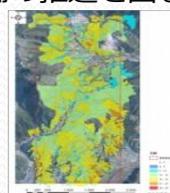
森林経営管理制度推進事業

市町村が行う森林所有者への意向調査、境界明確化、経営管理権集積計画作成等に対する助言・指導を行うとともに、航空レーザ測量の解析データの判読、先進林業事業者や市町村の取組等について市町村を対象とした研修会・説明会を開催することで、制度の円滑な導入・推進を図る。

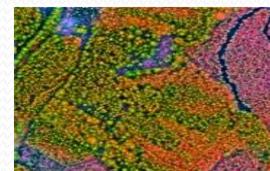
①,③,④に対する支援

次世代型森林情報活用推進事業

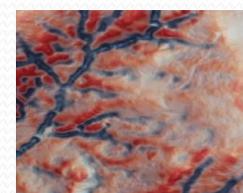
県内森林（民有林）全域について、航空レーザ測量及び解析作業を実施。その結果から得られる精度の高い森林資源情報や詳細な地形情報を整備・管理し、市町村に提供することで、森林のゾーニングへの活用、間伐実施個所の選定や効率的な路網配置の検討への活用を通じた森林整備の推進を図る。



平均樹高



林相図（樹種）



CS立体図 …等

①,③,④に対する支援

紀伊半島3県連携森林管理研究・開発事業

紀伊半島3県（和歌山県、三重県、奈良県）で協議会を立ち上げ、森林・林業に係る共通課題について研究や機械開発を行い、その結果を3県で共有し、市町村の支援に役立てる。

④に対する支援

⑨ 新たな森林環境管理制度担い手確保事業

林業就業者の掘り起こし、県内林業事業者への的確なマッチング等を行い、市町村が実施する森林の整備を担うべき人材の育成及び確保を図る。